

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年 5月 1日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 中野 貴文

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他		
収入合計	3,240,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	102,008	102,008	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	207,018	207,018	
広 報 ・ 広 聴 費	1,011,160	1,011,160	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	722,009	722,009	
支 出 合 計	2,042,195	2,042,195	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 調査研究のための車両ガソリン代など	4/1～3/31	市政に関する調査・研究のため、車両のガソリン代、電車代、駐車場代などへ支出した
【資料購入費】 調査研究のための書籍など	4/1～3/31	市政に関する調査・研究のため、書籍や資料などへ支出した
【広報・広聴費】 市政レポートの作成・配布、ホームページの維持管理など	4/1～3/31	議会活動を市民へ広報するため、市政レポートの作成や配布、ホームページの維持管理費などへ支出した
【事務・事務所費】 事務所賃貸、事務用品の購入	4/1～3/31	市政に関わる調査・研究を行うための事務所賃貸。それらに関わる事務用品などに使用した

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R7.04.06	4-①		330	-330	電車代	①	
R7.04.06	4-②		330	-660	電車代	①	
R7.04.06	4-③		500	-1,160	駐車場代	①	
R7.04.10		810,000	0	808,840	政務活動費受入(4月～6月分)		
R7.04.16	4-④		1,200	807,640	駐車場代	①	
R7.04.28	4-⑤		8,800	798,840	HP保守点検料	⑦	
R7.04.28	4-⑥		1,650	797,190	書籍代	⑥	
R7.04.28	4-⑦		10,560	786,630	書籍代	⑥	
R7.04.28	4-⑧		18,590	768,040	書籍代	⑥	
R7.04.28	4-⑨		14,890	753,150	携帯電話使用料	⑨	
R7.04.28	4-⑩		4,200	748,950	新聞購読費	⑥	
R7.04.28	4-⑪		2,750	746,200	新聞購読費	⑥	
R7.04.28	4-⑫		1,524	744,676	事務所電気料	⑨	
R7.04.28	4-⑬		693	743,983	事務用品代(USBケーブル)	⑨	
R7.04.28	4-⑭		2,090	741,893	書籍代	⑥	
R7.04.28	4-⑮		1,200	740,693	ストレージ代	⑨	
R7.04.28	4-⑯		35,618	705,075	書籍代	⑥	

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費 ⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R7.04.06	4-⑰		4,070	701,005	書籍代	⑥	
月計		810,000	108,995	701,005			
累計		810,000	108,995	701,005			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R7.05.13	5-①		24,088	676,917	事務所賃料 ⑤	⑨	
R7.05.26	5-②		8,800	668,117	HP保守点検料	⑦	
R7.05.27	5-③		3,630	664,487	書籍代	⑥	
R7.05.27	5-④		14,926	649,561	携帯電話使用料	⑨	
R7.05.27	5-⑤		4,200	645,361	新聞購読費	⑥	
R7.05.27	5-⑥		9,680	635,681	事務用品(タイヤ交換代)	⑨	
R7.05.27	5-⑦		26,180	609,501	書籍代	⑥	
R7.05.27	5-⑧		1,022	608,479	事務所電気料	⑨	
R7.05.27	5-⑨		2,750	605,729	新聞購読費	⑥	
R7.05.27	5-⑩		11,380	594,349	市政レポート印刷費	⑦	
R7.05.27	5-⑪		1,200	593,149	ストレージ代	⑨	
月計			107,856				
累計		810,000	216,851	593,149			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費 ⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.07.10		810,000		1,363,195	政務活動費受入(7月～9月分)		
R7.07.15	7-①		48,088	1,315,107	事務所賃料(6月,7月分)	⑨	
R7.07.28	7-②		8,800	1,306,307	HP保守点検料	⑦	
R7.07.28	7-③		24,088	1,282,219	事務所賃料(8月分)	⑨	
R7.07.28	7-④		3,190	1,279,029	書籍代	⑥	
R7.07.28	7-⑤		1,000	1,278,029	事務用品代(ペン代)	⑨	
R7.07.28	7-⑥		1,302	1,276,727	事務用品代(ハサミ代)	⑨	
R7.07.28	7-⑦		20,064	1,256,663	事務用品代(金庫代)	⑨	
R7.07.28	7-⑧		1,000	1,255,663	事務用品代(のり代)	⑨	
R7.07.28	7-⑨		1,722	1,253,941	事務用品代(ホッチキス代)	⑨	
R7.07.28	7-⑩		21,593	1,232,348	事務用品代(apple pencil代)	⑨	
R7.07.28	7-11		14,870	1,217,478	携帯電話使用料	⑨	
R7.07.28	7-12		4,200	1,213,278	新聞購読費	⑥	
R7.07.28	7-13		936	1,212,342	事務所電気代	⑨	
R7.07.28	7-14		2,750	1,209,592	新聞購読費	⑥	
R7.07.28	7-15		1,200	1,208,392	ストレージ代	⑨	
月計							
累計							

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.08.21	8-①		400	1,086,454	駐車場代	①	
R7.08.26	8-②		8,800	1,077,654	HP保守点検料	⑦	
R7.08.27	8-③		2,380	1,075,274	事務用品代 (iPadケース代)	⑨	
R7.08.27	8-④		14,860	1,060,414	携帯電話使用料	⑨	
R7.08.27	8-⑤		4,200	1,056,214	新聞購読費	⑥	
R7.08.27	8-⑥		1,168	1,055,046	事務所電気代	⑨	
R7.08.27	8-⑦		2,750	1,052,296	新聞購読費	⑥	
R7.08.27	8-⑧		1,980	1,050,316	書籍代	⑥	
R7.08.27	8-⑨		2,640	1,047,676	書籍代	⑥	
R7.08.27	8-⑩		1,200	1,046,476	ストレージ代	⑨	
R7.08.27	8-11		6,208	1,040,268	ガソリン代	①	
月計			46,586				
累計		1,620,000	579,732	1,040,268			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7. 10. 07	10-①		24,088	958,124	事務所賃料(10月分)	⑨	
R7. 10. 07	10-②		220,275	737,849	市政レポートポストイン グ代	⑦	
R7. 10. 10		810,000		1,547,849	政務活動費受入分(10 月~12月)		
R7. 10. 27	10-③		390	1,547,459	電車代(なかもず~新大 阪)	①	
R7. 10. 27	10-④		680	1,546,779	タクシー代(周南駅~周南 市役所)	①	
R7. 10. 27	10-⑤		14,861	1,531,918	携帯電話使用料	⑨	
R7. 10. 27	10-⑥		4,200	1,527,718	新聞購読費	⑥	
R7. 10. 27	10-⑦		1,174	1,526,544	事務所電気代	⑨	
R7. 10. 27	10-⑧		2,750	1,523,794	新聞購読費	⑥	
R7. 10. 27	10-⑨		7,917	1,515,877	宿泊費(周南市)	①	
R7. 10. 27	10-⑩		1,200	1,514,677	ストレージ代	⑨	
R7. 10. 27	10-11		1,680	1,512,997	ボールペン代(840円× 2)	⑨	
R7. 10. 27	10-12		8,800	1,504,197	HP保守点検料	⑦	
R7. 10. 27	10-13		167,830	1,336,367	市政レポート印刷代	⑦	
R7. 10. 27	10-14		1,384	1,334,983	ガソリン代	①	
		810,000	457,229				
累計		2,430,000	1,095,017	1,334,983			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月〇事務賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.11.02	11-①		390	1,334,593	電車代(新大阪～なかもず)	①	
R7.11.03	11-②		620	1,333,973	電車代(名古屋市交通1日券)	①	
R7.11.26	11-③		8,800	1,325,173	HP保守点検料	⑦	
R7.11.27	11-④		14,874	1,310,299	携帯電話使用料	⑨	
R7.11.27	11-⑤		4,200	1,306,099	新聞購読費	⑥	
R7.11.27	11-⑥		2,750	1,303,349	新聞購読費	⑥	
R7.11.27	11-⑦		1,152	1,302,197	事務所電気代	⑨	
R7.11.27	11-⑧		220	1,301,977	事務用品代(ノート、定規)	⑨	
R7.11.27	11-⑨		6,459	1,295,518	ガソリン代	①	
R7.11.27	11-⑩		1,200	1,294,318	ストレージ代	⑨	
R7.11.27	11-11		12,840	1,281,478	電車代(新大阪～徳山駅)	①	
R7.11.27	11-12		17,520	1,263,958	電車代(新山口～新大阪駅)	①	
R7.11.27	11-13		10,774	1,253,184	宿泊費(名古屋市)	①	
		0	81,799				
累計		2,430,000	1,176,816	1,253,184			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月〇日事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.12.01	12-①		24,088	1,229,096	事務所賃料(11月分)	⑨	
R7.12.19	12-②		48,088	1,181,008	事務所賃料(12月、1月分)	⑨	
R7.12.26	12-③		8,800	1,172,208	HP保守点検料	⑦	
R7.12.29	12-④		14,887	1,157,321	携帯電話使用料	⑨	
R7.12.29	12-⑤		4,200	1,153,121	新聞購読費	⑥	
R7.12.29	12-⑥		6,680	1,146,441	電車代(新大阪～名古屋駅)	①	
R7.12.29	12-⑦		1,600	1,144,841	タクシー代(名古屋駅～中村公園)	①	
R7.12.29	12-⑧		6,680	1,138,161	電車代(名古屋～新大阪駅)	①	
R7.12.29	12-⑨		2,750	1,135,411	新聞購読費	⑥	
R7.12.29	12-⑩		1,000	1,134,411	事務所電気代	⑨	
R7.12.29	12-11		1,200	1,133,211	ストレージ代	⑨	
		0	119,973				
累計		2,430,000	1,296,789	1,133,211			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費 ⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R8.01.09		810,000		1,943,211	政務活動費受入分(1月～3月)		
R8.01.14	1-①		24,088	1,919,123	事務所賃料	⑨	
R8.01.26	1-②		8,800	1,910,323	HP保守点検料	⑦	
R8.01.27	1-③		14,983	1,895,340	携帯電話使用料	⑨	
R8.01.27	1-④		4,200	1,891,140	新聞購読費	⑥	
R8.01.27	1-⑤		978	1,890,162	事務所電気料	⑨	
R8.01.27	1-⑥		2,750	1,887,412	新聞購読費	⑥	
R8.01.27	1-⑦		1,200	1,886,212	ストレージ代	⑨	
		0	56,999				
累計		3,240,000	1,353,788	1,886,212			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R8.02.26	2-①		8,800	1,877,412	HP保守点検料	⑦	
R8.02.27	2-②		5,798	1,871,614	ガソリン代	①	
R8.02.27	2-③		14,877	1,856,737	携帯電話使用料	⑨	
R8.02.27	2-④		4,200	1,852,537	新聞購読料	⑥	
R8.02.27	2-⑤		2,750	1,849,787	新聞購読費	⑥	
R8.02.27	2-⑥		1,148	1,848,639	事務所電気料	⑨	
R8.02.27	2-⑦		13,773	1,834,866	携帯電話機種変更料	⑨	
R8.02.27	2-⑧		11,440	1,823,426	書籍代	⑥	
R8.02.27	2-⑨		30,800	1,792,626	事務用品 (AIレコーダー)	⑨	
R8.02.27	2-⑩		1,200	1,791,426	ストレージ代	⑨	
		0	94,786				
累計		3,240,000	1,448,574	1,791,426			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R8.03.02	3-①		82,610	1,708,816	市政レポートデザイン費	⑦	
R8.03.03	3-②		24,088	1,684,728	事務所賃料(3月分)	⑨	
R8.03.24	3-③		24,088	1,660,640	事務所賃料(4月分)	⑨	
R8.03.25	3-④		192,190	1,468,450	市政レポート印刷費	⑦	
R8.03.25	3-⑤		231,275	1,237,175	市政レポートポストイン料	⑦	
R8.03.26	3-⑥		8,800	1,228,375	HP保守点検料	⑦	
R8.03.26	3-⑦		5,931	1,222,444	ガソリン代	①	
R8.03.26	3-⑧		15,297	1,207,147	携帯電話使用料	⑨	
R8.03.26	3-⑨		4,200	1,202,947	新聞購読費	⑥	
R8.03.26	3-⑩		1,192	1,201,755	事務所電気代	⑨	
R8.03.26	3-11		2,750	1,199,005	新聞購読費	⑥	
R8.03.26	3-12		1,200	1,197,805	ストレージ代	⑨	
		0	593,621				
累計		3,240,000	2,042,195	1,197,805			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

中野 貴文

管理責任者 (議員名)	中野 貴文		
事務所名	中野たかふみ事務所		
所在地	〒591-8037 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁458-5 TEL ()		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 光栄株式会社)		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	28.44㎡	賃借料	月額 30,000 円 (水道代含む) (政務活動費充当額 24,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 22.75 ㎡ / 延べ面積 (㎡) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80% <input type="checkbox"/> 水道代・・・ % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input type="checkbox"/> 固定電話代・・・ % <input type="checkbox"/> その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	赤畑事務所
所在地 (住居表示)	堺市北区百舌鳥赤畑町5-458-5
構造・規模	木造瓦葺2階建
用途	事務所
契約面積	1階部分 28.44㎡
以下余白	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間

始期	令和2年6月1日 から	2 年 月間
終期	令和4年5月31日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して1ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 30,000円 (内消費税等 円・税率 .%)			
共益費 (管理費)	月額 円 (内消費税等 円・税率 .%)			
保証金 (敷金)	円 賃料の ヶ月相当分			
保証金 (敷金) の償却・数引				
	円			
礼金	0円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月末日までに支払う		
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
	振込先金融機関名・支店名	三菱UFJ銀行 堺支店	口座種別	普通
	口座番号		口座名義人・フリガナ	サノシュザンキョウシツ
	振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	
	住所	堺市		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

不動産賃貸契約条項

(6) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称		電話	
	所在地			
	家賃債務保証業者登録制度登録番号		国土交通大臣 第 号	

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円

特約条項

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主各(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年 5 月 31 日

貸主 住所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏名 中野 貴文 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 第 号

事務所所在地

商号

登録番号 第 号

宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合

二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または取引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げ については、借主の負担とします。

一 本物件内の水道光熱費

- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件（借主の諸造作・設備・機器等を含みます。）の 手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの（以下「賃料等」といいます。）で、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

- 第12条 貸主および借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
 - 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

- 第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。
- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡（担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による借主の変更を含みます。）し、または転貸（共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。）してはなりません。
 - 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
 - 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育（一時預かりも含みます。）すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

- 第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。
- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
 - 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転 変更等
 - 三 金庫その他重量物の搬入据付

四 看板および設備の設置

五 その他前号ないし第四号の行為に関連する一切の工事

- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
- 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
- 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

- 第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。
- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。
 - 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。
 - 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事前に着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

- 第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。
- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名義・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

- 第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に加え、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。
- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

- 第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。
- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
 - 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
 - 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
 - 四 借主が本物件を長期間（1ヶ月以上）不在にする場合の先行・期間・緊急連絡先
 - 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃借人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

- 第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。
- 一 第4条第1項の賃料支払義務
 - 二 第5条第1項の共益費支払義務

- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務
- 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- 二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
- 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
- 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
- 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
- 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
- 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第12条第2項の規定に反した場合
- 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

- 第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、1ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- 2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から1ヶ月分の賃料および共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。
- 4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の1ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地震、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による取用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

- 2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。
- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
 - 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづいて)本契約が解除された場合にあっては、直ちに、本物件を明け渡さなければなりません。

- 2 借主は、前項をするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。
- 3 本契約終了と、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。
- 4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

- 第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を除去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復ししなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)
- 2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施行するものとします。
- 3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。
- 4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償却、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(立入り)

- 第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。
- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。
- 3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(家賃債務保証業者の提供する保証)

第30条 頭書(6)に記載する家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、貸主および借主は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければなりません。

(協議)

第31条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

第32条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

第33条 第32条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記するとおりとします。

以上

ホームページ保守業務委託契約書

中野 散 (以下「甲」という) と日本紙交易株式会社 (以下「乙」という) は、業務委託契約 (以下「本契約」という) を次のとおり締結する。

第 1 条 委託業務

1. 甲は、毎月のホームページ保守業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。ただし、下記以外の見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。
 - (1) 乙によって制作した甲のホームページをホスティングする業務。
 - (2) ホームページデータの保全 (バックアップ・リストア) のための作業。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第 2 条 委託料

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として月額金 10,000 円(税別)を支払う。
2. 料金の支払条件は、月末締め翌月 20 日銀行引落とし、甲は乙が指定した集金代行サービスを通し支払う。引落とし手数料は乙の負担とする。ただし、乙が料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第 3 条 契約期間・契約更新

1. 契約期間は、別紙、「WEB 制作業務委託契約書」の該当 WEB サイトを納品した日から翌年同月末日までとする。
2. 契約期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに 12 ヶ月間更新するものとし、以後同様とする。

第 4 条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第 5 条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページ保守作業に必要な HTML データ、および画像データ、スクリーンショット等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。
甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 6 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 7 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 8 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき。
4. 第 7 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき。
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき。

第 9 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 10 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 11 条 損害賠償

甲及び乙は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

賠償費用は本契約 1 年間業務委託料を上限とし、故意又は重過失の場合はこの限りではない。

第 12 条 準拠法

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 13 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 14 条 協議および管轄裁判所について

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 15 条 協議について

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

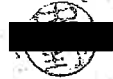
この契約を証するため、本書を 2 通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 12 月 11 日

甲

住所：大阪府堺市 [REDACTED]

氏名： 中野 敬



乙

住所：大阪府中央区高麗橋 4-1-1 大阪興銀ビル 10 階

社名/屋号：日本紙交易株式会社

代表者氏名：代表取締役 西尾 竜司



様式第13号（第6条関係）

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 中野貴文

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
令和7年6月22日	iPad air 11インチ256 GB MCA14J/A		108,789円	108,789円 (按分率 %)	5年	令和12年6月22 日	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

出張報告書

2026年 1月 25日

会派の名称・議員氏名 中野貴文

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的

周南市 徳山駅前賑わい交流施設について

山口市 小郡都市核づくり 新山口駅北地区第一種市街地再開発事業

2. 期間 2025年10月27日(月)～2025年10月28日(火)

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	10月27日 (日)	午後2時～午後3時30分	周南市役所
②	10月28日 (火)	午後1時～午後2時30分	山口市役所
③	月 日 ()	～	
④	月 日 ()	～	

4. 面談者

周南市役所 産業振興部 中心市街地活性化推進課

山口市役所 公民連携推進室、都市整備課 山口市議会 入江幸江議長

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

周南市の人口は130,907人。(令和7年12月31日時点)

県内で東部に位置する街で古くから鉄鋼業等が盛んな地域。観光に関わる山口県のデータでは平成29年～令和元年の宿泊者数は平均で16万人、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は約10万人と減少した一方で、県内外からの産業従事者などによる宿泊施設の稼働率の変動は大きく影響されることなく、徳山駅を中心に多くの宿泊施設が見受けられた。

新大阪や新横浜とは異なり、在来線との駅と離れて設置される徳山駅はその利点がある一方で、南北間のアクセス性。駅前広場においては歩車道の混合による危険性。既存商店街への拡がり。昭和44年に開業した旧駅ビルの老朽化や百貨店の撤退など。駅周辺における賑わいの創出については過去から課題があった。

それら課題への対策として、平成17年から、徳山駅周辺再整備構想が始まり、平成20年には徳山駅周辺デザイン会議が設置。平成21年には徳山駅北口及び南口広場、南北自由通路基本計画の策定など行われ、平成30年に徳山駅前賑わい交流施設及び徳山駅前図書館の供用が開始。

令和元年には徳山駅北口広場の供用が開始。令和3年に徳山駅南口広場の供用が開始された。

徳山駅の南北の通行については、階段のみの地下通路から、2階部分への自由通路化によりバリアフリー機能が向上し、徳山駅北口広場については、歩道部分の拡幅により、歩行者の安全性の向上。じゃぶじゃぶ池(親水施設)を広場内に設置し、休日には民間事業者によるマルシェ等が開催され、多くの人が集う空間になったとの事であった。

図書館の利用者は、小学生～高齢者まで幅広い世代が利用しており、特に勉学に勤しむ学生の利用が多いと感じた。市内に設置されている5つの図書館と機能分離し、多様なニーズに対応ができるデザイン、本の選定等も行われ、駅周辺の再整備が進むと共に、TOKUYAMA deck が建設され、ホテル、居住、駐車場、商業施設、屋上庭園と駅前広場と繋がり新たな賑わいが創出されていた。

周南市はこの徳山駅を起点として、御幸通りを都市軸として形成し、市役所や保健センター等の行政施設。美術博物館や動物園等の文化施設を繋ぎ周遊の促進を今後行いたいという一方で、同地域における市有地は少なく、限りある土地の中で、有効活用ができる取組みが今後の課題であるとの事であった。

視察を通して感じた事は、堺市堺区の場合、堺東駅～堺駅を都市軸として都心エリアの活性化を図ることは勿論であるが、大仙公園エリアに設置されている文化施設やフェニッチェ堺(旧市民会館)、利生の杜等の施設との繋がりには課題があると感じた。

堺市北区の場合、中百舌鳥駅前広場の再整備を進めることは勿論であるが、南北間のアクセス性の向上。北側だけでなく南側広場の再整備。中百舌鳥駅北部エリアの未利用地における拠点となる施設の整備とその施設の内容については、地域の居住者の声は勿論、景観やデザイン等の有識者、民間事業者の参画が必要不可欠であると感じた。

徳山市駅における自転車駐輪場の台数は堺市に比べ少なく設置されていたが、中百舌鳥駅には多くの駐輪場利用者が既におられるため、それら駐輪環境の整備も喫緊の課題であると感じた。

山口市の人口は187,621人(令和8年1月1日時点)

県内で中央部に位置する街で、北部には田園地域。湯田温泉や国宝：瑠璃光寺、南部には新幹

線の駅となる新山口駅が設置されている地域。

定住人口は、県全体の人口減少が進んでおり、山口市の県内人口比率は上昇しているとのこと。平成27年10月1日から令和2年9月30日までの社会動態の平均値比較では、20歳代の転出超過は抑制傾向、30歳代の転入超過、55歳以上の回帰傾向は継続している一方で、20歳代の東京圏・広島市・福岡市への転出超過が多くを占めているということであった。

令和6年観光客動態調査では山口市全体では5,353,35人（前年比105%）うち宿泊は848,244人（前年比105%）日帰りは4,505,109人（前年比105%）外国人観光客数は59,744人（前年比122%）という結果が出ていた。

徳山駅とは異なり、在来線の駅とは離れて設置されており、新山口駅周辺の再整備が進められていた。

山口市役所を中心に博物館や美術館などの歴史・文化施設が整備されているが、山口市では、広域県中核都市の実現に向け、山口市都市核づくりビジョンを策定し、山口都市核では「住みよさと創造が織りなす文化交流拠点の形成」小郡都市核では、「街の快適さと営みが広がる産業交流拠点の形成」を基本構想とし、都市空間の形成が行われていきたとのこと。小郡都市核づくりにおいては、新山口駅周辺の再整備を行い、南北自由通路や橋上駅舎の整備。北口駅前広場の整備や山口市産業交流拠点施設の整備。新山口駅北地区第一種市街地再開発事業への支援などを進められてきた。

山口市産業交流拠点施設（KDDI 維新ホール）については、「産業」「賑わい」「生活文化」の創造の3つの視点に立ち、大規模ホール、コワーキングスペース、クリニックと連携したメディアフィットラボ、シェアハウス型の若手人材育成施設としてのアカデミーハウスなどが設置されていた。

ホールの利用やコワーキングスペースの利用率は高い一方で、アカデミーハウスの利用率は低く、課題であるとのことであった。

視察を通じて感じたことは、山口都市核づくりの基点となる山口駅駅舎の老朽化、新山口駅からのアクセス性の改善、周辺の再整備、通り及び商店街の再活性化、歩行空間の整備、周辺の文化観光施設との繋がりや付与など、多くの課題があり、それらについての提起や質疑応答を行い、課題や認識を共有した。

また、徳山市と比べ、新山口駅、山口駅周辺には飲食を含める商業機能が乏しく、宿泊を目的とした来訪者や誘客人口の取込みについては、堺市と同様の課題があり、日帰り観光客だけでなく、宿泊を伴う観光客の取込みを行うには、市内外の方々が集い、留まり、泊まる空間や環境整備が必要であると感じた。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

10-3, 10-4, 10-9

出張報告書

2026年 1月 25日

会派の名称・議員氏名 中野貴文

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的

名古屋市 2025 アジア BMX レーシング選手権及び名古屋競輪場の視察

名古屋市 都市公園及び久屋大通公園整備運営事業の視察

2. 期間 2025年11月2日(日)～2025年11月3日(月)

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	11月2日(日)	午前9時～午後3時30分	名古屋市 名古屋競輪場
②	11月3日(月)	午後10時～午後5時30分	名城公園及び鶴舞公園、久屋大通公園
③	月 日 ()	～	
④	月 日 ()	～	

4. 面談者

株式会社 JPF 代表取締役 渡辺俊太郎 氏

日本自転車競技連盟 BMX 部会委員 XXXXXXXXXX 氏

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

名古屋市 名古屋競輪場 BMX コース（中村公園）視察

全長 330 メートルの本格的な BMX レースコース。

2026 年に開催される「アジア競技大会」では、BMX 競技の会場として仮決定され、国際大会にも対応可能な設備を備えた施設が 2025 年 8 月に開設。

コースだけでなく、最大 156 人を収容できるスタンド、洗練されたクラブハウス、レンタル BMX や関連設備も整備され、日頃から自転車の試乗や練習等に利用され、今回は日本で初めての開催となるアジア BMX レーシング選手権の 2 日目を視察した。

やく 10 ヶ国 300 名以上の選手が同大会へ参加し、国内からは新潟、大阪など他都市からも多くの参加者が集う大会であった。

対象年齢は 5 歳から大人まで幅広い層が参加し、多くは家族で参加。自転車を車に積み、大会参加のため近隣の施設へ数日間宿泊し、地域への経済効果も一定見込める大会であった。

堺市には、大阪府営公園の大泉緑地内にサイクルどろんこ広場といった施設が設置されており、過去には国際大会や全日本選手権大会も開催され、大阪府とも連携を取り、名古屋市の様なコース改修や国内外の大会の再誘致を行い、自転車のまち堺として、スポーツ振興やアスリートの育成、自転車の文化やアーバンスポーツの推進を行うことが必要であると再度確認をする事ができた。

サイクルどろんこ広場とは異なり、名古屋市の施設についてはコースの維持管理等は専門的な知識を有した民間事業者が行っており、公園の管理ではなく、BMX レーシングコースとして維持管理を行われていることから、大泉緑地の管理運営の在り方を見直す必要があると感じた。

コースの改修については、大阪府議会議員との連携のもと現在協議を進めている所である。

鶴舞公園の視察

明治 42 (1909) 年に、名古屋市が設置した最初の公園として開園し、令和元 (2019) 年には開園 110 周年を迎えた名古屋を代表する総合公園。

園内には、公会堂や図書館、野球場やサッカーのコート、遊具等様々な施設が整備されており、ツルマガーデンには、多数のカフェや飲食店、テイクアウトショップが設置されており、多くの家族や子ども達の利用が見受けられた。

また、遊具については、低年齢児や乳幼児が利用できるもの、学童期が利用できるものとスペースを分けて設置されており、それら遊具の周りには転倒、落下等の事故防止対策の一つとして、緩衝材（ゴムチップ舗装）が設けられており、色分け等も行われ、景観面にも配慮された遊具エリアも設置されていた。

その他には、子ども達が利用する遊具の周辺に、成人から高齢の方までが利用できる健康遊具が設置されており、夏場における熱中症対策の一つとして、ミストパールの設置も見受けられ、多世代や、多様化する公園の利用ニーズに対応できる公園であった。

名城公園の視察

昭和 6 年に開園し、都市公園法による設置は昭和 31 年。名古屋市北区、西区、中区の区界付

近に位置している総合公園。

名城公園には、大型複合遊具やフラワープラザが設置されており、現在、芝生広場については令和8年秋以降の通年開放に向けて整備が行われており、それに併せて公園トイレの整備も進められていた。その他、民間活力の活用により、公園入口には大型複合商業施設“tonarino”が設置され、カフェや飲食店、自転車に係る店舗も整備されていた。また、公園北側には令和7年7月に国内最大級のグローバルアリーナ“IGアリーナ”（収容人数最大17,000人）が整備され、自然と調和したデザインのもと、スポーツ観戦や音楽ライブ、国際大会など様々なイベントが開催されているとのことであった。

鶴舞公園、名城公園共に、公共交通機関（鉄道駅）からのアクセスがとても優れており、名城公園については、公園入口の開放感や、公園内部の緑化や整備の仕方については、とても優れた公園であったと感じた。

久屋大通公園の視察

久屋大通公園（北エリア、テレビ塔エリア）において南北約1kmにわたる日本最大級のPark-PFI事業により、令和2年9月から供用開始された“Hisaya-odori Park”を視察。

この公園は、4つのテーマに分けて、人々が憩い、くつろげる安全な快適な空間。店舗や施設による賑わい創出の空間として整備された公園とのこと。

この公園（栄地区）はリニア中央新幹線の開業に向けて大規模開発が進む名古屋駅地区と比較して、民間開発が低迷していたことから、活性化の一助となる再整備事業とのことであった。北エリアは主に都会の安らぎ空間として、学びの森ゾーン（大きな芝生広場）アーバンリゾートの森ゾーン（テラスやカフェなどの飲食店）テレビ塔エリアは観光・交流空間として、コミュニケーションゾーン（アクティビティイベント）やシンボルゾーン（オアシス21や愛知芸術文化センターなど）の文化発信力の要となる整備が行われ、国内外から多くの来訪者が集い非常に活気のある空間であったと感じた。

また、テレビ塔への見通しをよくし、全長80メートルの水盤を設置し、景観も非常に優れた空間であった。現在、賑わい創出空間として南エリアの整備も進められており、栄地区だけでなく魅力的な活動の場として、公園や市民、来訪者の繋がりを都心部で創出する公園整備が行われていると感じた。

今回、名古屋市の公園を中心に視察を行ったが、名古屋市の無電柱化が進んでおり、非常に開放的かつ景観面でも考えられ、繋がりのある整備が行われていると感じた。また、公園内における植栽の剪定や民間事業者との連携。人を集い憩い、交流をするという仕掛けづくりが行政も上手く行われているという印象を受けた。

文化観光、歴史や周遊を促し、飲食を含めた商業施設への誘導や宿泊施設の利用なども繋がり、堺市においても参考にすべき事例が多くあったと感じた。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

11-1, 11-2, 11-11, 11-12, 11-13, 12-6, 12-7, 12-8